(六)　加盟国は、船舶所有者が各船員に対し、船舶の滅失又は沈没により生ずる失業に対する補償金を支払うことを確保する。（第2.6規則、A2.6基準及びB2.6指針関係）

(七)　加盟国は、船舶が安全かつ効率的に運航されることを確保するため、自国を旗国とする船舶が十分な数の船員を有することを要求する。（第2.7規則、A2.7基準及びB2.7指針関係）

(八)　加盟国は、船員の経歴及び技能の向上並びに雇用の機会の増大を奨励するための国内政策を有する。（第2.8規則、A2.8基準及びB2.8指針関係）

4　居住設備、レクリエーション用の設備、食料及び料理の提供（第三章関係）

(一)　加盟国は、自国を旗国とする船舶の居住設備（暖房、照明、寝室、食堂、医務室等）及びレクリエーション用の設備に関する最低基準を満たすこと並びに当該最低基準の遵守を確保するため検査を受けることを要求する法令を制定する。また、権限のある機関は、船員の居住設備が良好な状態で維持されることを確保するため、検査が行われることを要求する。ただし、船舶の構造及び設備に関連する要件は、関係する加盟国についてこの条約が効力を生ずる日以後に建造された船舶についてのみ適用する。（第3.1規則、A3.1基準及びB3.1指針関係）

(二)　加盟国は、自国を旗国とする船舶における食料及び飲料水の供給が量、栄養価、品質及び種類に関して適当なものとなることを確保する。船舶所有者は、船舶料理士として勤務する船員が関係する加盟国の法令に定める要件に従い訓練され、資格を有し、及び能力を有することを確保する。権限のある機関は、食料、飲料水及び関連設備について頻繁な検査が行われ、かつ、当該検査が記録されることを要求する。（第3.2規則、A3.2基準及びB3.2指針関係）

5　健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護（第四章関係）

(一)　加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員について陸上の労働者が一般的に受けることができる健康の保護及び医療と可能な限り同等のものが与えられることを確保する。また、加盟国は、全ての船舶が医療機器等を備えること、一〇〇人以上の人員を乗船させ、かつ、通常三日間を超える国際航行に従事する船舶には医師を乗船させること、医師を乗船させない船舶には医療を担当する船員又は応急医療を行う能力を有する船員を乗船させること及び海上の船舶が無線通信又は衛星通信による医学的助言を一日二四時間利用することができることを確保する。（第4.1規則、A4.1基準及びB4.1指針関係）

(二)　加盟国は、自国を旗国とする船舶の船舶所有者が、船員の雇用に起因する傷病に関して費用を負担すること等の最低基準に従って、船員の健康の保護及び医療に関する責任を負うことを要求する。ただし、国内法令は、一定の場合に関して船舶所有者に責任を負わせないことができる。（第4.2規則、A4.2基準及びB4.2指針関係）

(三)　加盟国は、自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画の策定等を対象とする法令の制定等を行う。権限のある機関は、職業上の災害、負傷及び疾病に関する報告、統計の作成等が行われることを確保する。（第4.3規則、A4.3基準及びB4.3指針関係）

(四)　加盟国は、自国の領域内に厚生用施設が存在する場合には、全ての船員が当該施設を利用することができることを要求するとともに、厚生用施設の更なる開設を促進する。（第4.4規則、A4.4基準及びB4.4指針関係）

(五)　加盟国は、自国の事情に応じ、自国の領域内に通常居住する全ての船員に対し、社会保障による保護を提供するための措置をとる。加盟国は、二国間及び多数国間の協定等により、船員を対象とする社会保障に係る法令に関する他の規則を決定することができる。（第4.5規則、A4.5基準及びB4.5指針関係）

6　遵守及び執行（第五章関係）

(一)　旗国の責任

(1)　加盟国は、自国を旗国とする船舶における船員の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築する。加盟国は、当該制度の構築に当たり、公の機関又は他の団体に対し、検査又は証明書の発給を行う権限を与えることができる。海上労働証書は、船舶がその旗国である加盟国による検査を正当に受けており、及びこの条約上の義務が履行されているものと推定する証拠となる。（第5.1.1規則、A5.1.1基準及びB5.1.1指針関係）

(2)　(1)の公の機関又は他の団体（以下「認定された団体」という。）は、能力及び独立性に関する要件を満たしていると権限のある機関が認定したものとする。加盟国は、認定された団体が行う業務の妥当性を確保するための制度及び認定された団体を監督するための手続を定める。（第5.1.2規則、A5.1.2基準及びB5.1.2指針関係）

(3)　加盟国は、自国を旗国とする総トン数五〇〇トン以上の船舶であって、国外の港を利用する航行に従事するものに対し、海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書を備えることを要求する。海上労働証書は、五年以下の期間について発給され、その効力は、中間検査の対象となる。中間検査の範囲及び程度は、海上労働証書の更新のための検査と同等のものとする。海上労働証書に添付される海上労働遵守措置認定書は、権限のある機関がこの条約の規定を具体化する国内的な要件等を明示して作成する第Ⅰ部及び船舶所有者が当該要件の継続的な遵守を確保するためにとる措置を明示して作成する第Ⅱ部から成る。海上労働証書は、船舶の構造又は設備を実質的に変更する場合等においては、効力を失う。船舶がこの条約上の義務を遵守せず、かつ、要求された是正措置をとっていないという証拠がある場合には、当該船舶に対する海上労働証書は取り消される。（第5.1.3規則、A5.1.3基準及びB5.1.3指針関係）

(4)　加盟国は、自国を旗国とする船舶に関し、この条約上の義務が履行されていることの確認を含む検査の制度であって、船員に係る条件に関するものを維持する。権限のある機関は、資質を有する十分な数の検査員を任命する。検査員は、不備の是正を要求すること、その不備がこの条約上の義務の重大な違反に当たる場合には必要な措置がとられるまで出港を禁止すること等を行う権限を有する。（第5.1.4規則、A5.1.4基準及びB5.1.4指針関係）

(5)　加盟国は、国内法令により、自国を旗国とする船舶がこの条約上の義務の違反について申し立てる船員の苦情を取り扱うための船内における手続を有することを確保する。加盟国は、苦情を申し立てたことについての船員に対するいかなる種類の迫害も禁止し、及び処罰する。（第5.1.5規則、A5.1.5基準及びB5.1.5指針関係）

(6)　加盟国は、負傷又は死亡をもたらした重大な海難であって自国を旗国とする船舶に係るものについて調査を行い、原則として、当該調査の最終報告を公表する。（第5.1.6規則関係）